

## ☝ 贈与税の配偶者控除と相続税の配偶者控除

Q: 贈与税の配偶者控除と相続税の配偶者控除とは、どのように異なるのでしょうか。

A: 贈与税の配偶者控除は、贈与税の課税価格から最高2,000万円が控除される特例です。一方、相続税の配偶者控除とは、「配偶者に対する税額軽減」のことで、課税価格の合計額のうち、配偶者の法定相続分に相当する金額か、1億6,000万円のどちらか大きい金額までの課税価格に対応する税額が控除されるものです。

### 【解説】

#### (1) 贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が20年以上である配偶者から、①居住用不動産の贈与を受けた場合、又は②金銭の贈与を受け、その金銭で自分が住む居住用不動産を取得した場合に適用されます。

①、②の場合とも、その贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その居住用不動産に自分自身居住し、その後も引き続き居住する見込みである場合に控除が受けられます。

#### (2) 相続税の配偶者軽減

相続税の配偶者軽減額は、次の算式で計算された金額となります。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の①又は②のうち いずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

① 課税価格の合計額のうち、配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満の場合は1億6,000万円）

② 配偶者の課税価格

